

竹の台地域福祉センター利用規程の改訂

「目的」

- 1 利用申し込みの削減並びに受付事務の省力化
- 2 長く活動している登録団体の活動支援

(1) 規定改訂

(利用の申し込み) に追記

- 7 年間を通じて毎月の利用が決まっている(曜日・時間・場所)場合は年間(4月から翌3月まで)の申し込みをすることができる。
但し、適用は優先団体並びに委員会が認めたサークル団体に限る。